

継飛脚の継立方法とその問題について

鶴木, 亮一 / Tsuruki, Ryoichi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

23

(開始ページ / Start Page)

27

(終了ページ / End Page)

40

(発行年 / Year)

1971-03-23

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010908>

継飛脚の継立方法とその問題について

鶴 木 亮 一

はじめに

近世の通信制度として飛脚の制度があったが、飛脚は坂本太郎氏が「飛駅より飛脚へ」で論述されておられる様に、すでに平安時代に「脚力」と言う言葉で現われており、鎌倉時代にも、新城常三氏の「鎌倉時代の交通」で述べられているが如く、「鎌倉飛脚」として騎馬で送送されていたのである。なお新城氏の「戦国時代の交通」によると、戦国時代に於ても、飛脚は重要視されて、特にその国外交通に伴う諸々の困難を沿道の諸大名との締約によって臨時的に或は恒常的に除去しようと苦慮していたが、その送送範囲は限られていたことがわかる。やがて江戸時代になると飛脚は徒歩で送送されるようになり、制度的にも整備・確立され大きく発展していくのである。そして飛脚の初の最初に起ったのが幕府公用飛脚である継飛脚であった。この継飛脚は徳川家康が関東に入国した天正十八年（一五九〇）に萌芽し、寛永十年（一六三三）の継飛脚給米の給与によって実質的に確立され、それか

継飛脚の継立方法とその問題について

ら徐々に改正され、宝暦十三年（一七六三）には継立日限が詳細に規定され短縮されたが、このことは継飛脚の発達を示すと考えられるのである。

継飛脚の発達に倣い、各大名も江戸と領国間を往復する飛脚を始めたのである。それは大名飛脚であり、例えば御三家の尾張・紀伊の二家は、七里飛脚と呼ばれるものを作って送送を行なった。

だが継飛脚も大名飛脚も継立量の増大等で財政的にも支障をきたすようになり、民間の町飛脚との一元化の傾向を辿ることになるのである。

次に近世の飛脚関係の諸論文を見ても研究が進みつつあることを知ることが出来るが、特に近年、町飛脚の研究が岡岡治哉・宇野脩平・藤村潤一郎の諸氏によって急速に進展しているのである。だがそれにも拘らず近世の飛脚制度の中心的存在であった継飛脚の研究は、本庄栄治郎氏の「飛脚の変遷」以来あまり進展していないように思えるのである。特に沢田浜司氏の「公用飛脚と

町飛脚商との交渉に就いて⁽⁸⁾があるが、継飛脚の具体的な面つまり継立の方法等までは論及されてはおられないし、著名な交通史関係概説書も同様である。そこでこの論文では継飛脚の継立方法またその障害と対策について述べていきたいと思っている。

一

まず宿駅が何の様な品物を継立していたかを見ると、「御伝馬方旧記」元禄二年（一六八九）の「御役儀相勘申候覚」⁽⁴⁾には、継立項目名が五十項目あり、五十五年後の延享元年（一七四四）の「両伝馬町御役儀之覚」⁽⁵⁾になると八十項目の増加で、百三十項目になつており、さらに二十九年後の安永二年（一七七三）には百四十四項目にも増加し、それに継飛脚が京都・大阪・長崎・駿府・伊勢山田・浦賀・日光・佐渡・甲府の広範囲に継立している。このことは宿駅の継立量の非常な増大を考えさせるのである。

次に継飛脚はどのような証文で継立を行っていたのである。『駅肝録』享保八年（一七二三）の「御朱印并御証文其外御用通賃伝馬ニ而往来候分書付」⁽⁷⁾では、継飛脚は老中証文・京都所司代証文・大阪城代証文・駿府城代証文・勘定奉行証文によって継立していたことがわかる。それに田村栄太郎氏も「近世日本交通史」で幕吏の中でこの継飛脚を利用し得る資格があるものは、前述したような老中・京都所司代・大阪城代・駿府城代・勘定奉行それに京都町奉行・道中奉行と言っておられるが、「御伝馬方旧記」によると、

〔例一〕⁽⁸⁾ 正徳四年（一七一四）両伝馬町名主に道中奉行が、老中

証文・道中奉行の触状のあるもの以外は継立しない様にと命じている。

〔例二〕⁽⁹⁾ 享保七年（一七二二）勘定奉行の使である中村金右衛門の御尋に対して、馬込勘解由が継立は老中証文だけでなく勘定奉行の証文でも先例があると答えている。

〔例三〕⁽¹⁰⁾ 享保九年（一七二四）の「人足之儀御尋ニ付差出候書付」では、両伝馬町名主が老中証文・道中奉行の添書にて継立することを明記している。

〔例四〕⁽¹¹⁾ 寛延四年（一七五一）には御証文以外の封状を間違つて継立してしまうが、後でこれは先例にないことだったのだと、一応書付を出し上申している。

〔例五〕⁽¹²⁾ 宝暦八年（一七五八）には南伝馬町の吉沢主計が道中奉行に

右御証文之儀御老中様御証文か、又者道中御奉行様御証文無之候得者、難ニ相送一

とし、佐渡奉行荒川助九郎の宿継証文では継立が出来ないと訴えている。

〔例六〕⁽¹³⁾ 明和三年（一七六六）に封状継立を依頼されるが、正徳四年（一七一四）の定

正徳四年三月十九日町御奉行中山出雲守様御番所ニ而
被_レ仰渡一

一、向後急御用ニ而、從_レ諸向ニ状箱并封状来候敷、縦封状計ニ而被_レ差越候共、以来者急度取次申間敷、勿論御証文敷、道中御奉行ハ被_レ仰遣ニ候由ニ而被_レ仰付ニ候、

を理由として、証文や道中奉行からの通達のない封状継立を断っている。

〔例七〕翌明和四年（一七六七）には、急用のため先例になく（寛延四年の〔例四〕に間違つて継立たことはあるが）証文のない御状箱ではあるが継立っている。

以上江戸伝馬町の七例から見ると、老中・道中奉行の証文は明確に継飛脚を利用する資格を有していたことがわかり、勘定奉行については〔例二〕でわかるように、勘定奉行の証文では先例があったから継立っていると態々理っている所から見ても、絶対的な資格を有していなかったと思われる。また江戸伝馬町では、京都・大阪から来た御用物・御状箱は取扱わず、京都所司代等の資格を裏付ける史料を得ることは出来なかった。

なお〔例二・四・七〕の先例を重要視していることなどから、継飛脚の制度は順次に整備されつつはあったが、これも江戸幕府の他の諸制度と同様に、慣例的な要素が強く、積極的な政策は少なかったと考えられるのである。

そして継飛脚人足について述べてみると、宿駅では御状箱と御用物とは継立る人に相違があり、享和三年（一八〇三）「島田宿書上控」⁽¹⁵⁾によると、江戸・京都・大阪等に運ばれる証文付の御状箱は継飛脚の者達が問屋場に昼夜に渡つて詰め、到着すると即刻次の宿に継立っていた。一方御用物の継立は品物の大小で宿人足に割当て、大きい物は十人掛り、小さい物は四人掛りで継送っていた。この様に御状箱と御用物とは、継飛脚の者と宿人足との相違があったが、これから述べようとしているのは前者の継飛脚

の者つまり御状箱持夫についてである。

さて御状箱持夫になるには請状を出したが、品川宿の「御状箱持夫請役之者加判請状之事」⁽¹⁶⁾によると

一、御老中や遠国御役人の宿継証文による継立の御状箱や通例の御状箱も遅滞なき様にします。

二、下りの御状箱は御用番・御台所や其外の御役人方に持込む時、御役人様に無礼のない様に十分気を付けて勤めます。

三、往来の人々に迷惑を掛けない様に慎み、万一長期間病氣に陥ったり、または氣に入らなかつたら他の者に替えてもよろしいです。

とあり、右三ヶ条の誓約をして、庄兵衛店 新助店 善六店
九兵衛店 甚兵衛店 太兵衛
新助・仁三郎・清兵衛・熊蔵の八人が、各々証人を付け加判連署

してある。また御油宿の「御継飛脚証文之事」⁽¹⁷⁾には、御状箱持夫が昼夜に限らず勤め、持運に気を付け刻限を厳守し、一日一夜も滞らない様勤めることを誓約し、そして各々一人の請人を立て、周作・市蔵・万作・兵左衛門・新六・与平次・伝右衛門・甚蔵・喜太夫・新作の十人が加判しているのである。

ではこれら継飛脚の者つまり御状箱持夫の人数を列記した表Aを見ると、各宿その名称だけでも一様でなく、人数も十二人から四人と一定ではない、勿論継飛脚給米の比率とも一致していない。そして表Aの史料からは追求出来なかつたけれども、各宿駅は年代の推移と共に継飛脚の者の人数に変動があったことも考えられるのである。

表A 継飛脚人足人数

宿 駅 名	名 称	人数	備 考	継飛脚給米高
品 川	御状箱持夫	8	「品川町史」中巻・8頁	26石9斗
保土ヶ谷	御継飛脚定役	6	「保土ヶ谷区郷土史」上巻793～5頁	20石4斗8升
三 島	御状箱取扱役	4	「東海道宿村大概帳」 (近世交通史料集4)	61石4斗6升
原	御状箱持夫	10	同 上	25石9斗3升6合
藤 枝	飛脚番	8	同 上	27石8斗2升9合
	御状箱持	8	「藤枝宿と瀬戸川川越」16頁	
島 田	飛脚番	10	「東海道宿村大概帳」	29石 8升1合
	御継飛脚之者	10	「島田市史」中巻・166頁	
御 油	飛脚番	6	「東海道宿村大概帳」	17石7斗7升2合
	御継飛脚	10	「東海道御油・赤坂交通史料」94頁	
赤 坂	飛脚番	6	「東海道宿村大概帳」	15石6斗7升
藤 川	飛脚番	6	同 上	23石3斗 5合
岡 崎	飛脚役	7	同 上	28石3斗1升4合
池 鯉 鮒	御状箱持飛脚	8	同 上	34石5斗7升4合
亀 山	飛脚	12	同 上	17石1斗6升7合
土 山	御書飛脚	6	同 上	24石4斗5升2合
石 部	飛脚	6	同 上	24石4斗7升7合
	飛脚	6	「石部町史」139頁	
草 津	御書飛脚	10	蔵内吉彦「近世交通・通信の特質について」 (歴史評論141)	36石5斗4升8合

表B 御状箱継立制限 (註) 1時＝2時間

① 元禄9年 (1696)	② 元禄13年 (1700)	③ 宝暦13年 (1763)
江戸ヨリ京都マデ 急御用 29～30時 普 通 32～33時	京都ヨリ江戸マデ 41時 45時 ※無刻 28～30時	京都ヨリ江戸マデ 急御用 33～34時 中急御用 4日 常体 5日
江戸ヨリ大阪マデ 急御用 32～33時 普 通 36～37時	大阪ヨリ江戸マデ 48時	大阪ヨリ江戸マデ 急御用 37～38時 中急御用 4日半 常体 5日
		大急御用 5日 中急御用 6日 常体 7日
		大急御用 5日半 中急御用 6日 常体 8日
		御証文付御状箱制限 諸御役人御用状問屋 賄

(① 「御伝馬方旧記」226～7頁「5」)
(② 同 上 227～8頁「5」)
(③ 「駅肝録」 32～4頁)

さらに継立日限の変化について表Bから考察する、まず①の元禄九年（一六九六）と②の宝暦十三年（一七六三）を比較すると、江戸・京都間の急御用は①が四時早く、江戸・大阪間に於ても急御用は①の方が五時早く、その上に①の普通でさえも③の急御用より一時早いのである。この結果だけ見ると、年代が進むにつれて日限は却って遅くなった様に思えるのであるが、しかし常に継立の速度は無理をすれば②の無刻の様に短縮されるものであると考えられ、またこの頃の江戸より京都・大阪までの継立日限は普通延享五年（一七四八）・宝暦元年（一七五二）・同二年の実例では何れも三日であることから、①の日限は一般的に行なわれた継立日限でなかったであろうと考えられるのである。とすれば無理が余りなく確実な継立日限は②であったろう。そこでさらに②と③を比較すると、②の京都・江戸間の無刻と言う最急便の二十八〜三十時は別として、京都・江戸間の急御用は③が七・八時も②を短縮し、大阪・江戸間も③が②を十・十一時も同様に短縮しているのである。そしてまた大事なことは③で御証文付御状箱刻限は急御用・中急御用・常体と、それに諸御役人御用状問屋賄は大急御用・中急御用・常体と言う言葉で詳細に区別されて来ている様に、継立日限は短縮されているだけでなく、整備もされて来た訳である。そしてまた宝暦十三年二月四日には、御目付が「京都まで御奉書を継送るのに刻付と日切の何方が早い」と尋ねたのに対して、江戸伝馬町の馬込勘解由は「刻付と日切の何方も大体同様であるが、急ぐなら日切の方が良いだろう」と答えており、継立時間の指定のことまでも色々考慮される様になって来たのである。

継飛脚の継立方法とその問題について

二

この継飛脚の継立方法とその障害を、江戸の伝馬町を中心に眺めて見ると、まず伝馬町では御伝馬役は月番で行なわれていた。⁽¹⁹⁾毎月一日より十五日までは大伝馬町の馬込勘解由が行なっており、十六日から晦日までは南伝馬町の吉沢主計・高野新右衛門・小宮善右衛門が順番に勤め、品川・千住・高井戸・板橋等の各街道の口々に継送っていたのである。そして継立る御状箱や御用物は、享保七年（一七二二）に松平大隅守（島津継豊）に継立した御状箱の例に

大隅守芝屋敷江早速人足可被差越候、

とある様に、伝馬町の方から芝の屋敷まで受取りに向いており、翌八年⁽²¹⁾にも

月行事・役人差添、人足召連御屋敷江参り、御荷物品川江差越申候、

と、やはり伝馬町が受取りに行っている同例があるが、また一方延享五年（一七四八・寛延元年）⁽²²⁾には

御状箱御徒目付小櫛七十郎殿御持参、則品川江差越候、
とあり、翌寛延二年（一七四九）⁽²³⁾にも

御徒目付大熊新助殿御持参午中刻前請取差上、則品川江持送り候、

とある様に、この場合には逆に御徒目付が伝馬町に持参しているのである。この二様の方法があったが、その後の宝暦四年（一七五四）一月四日には⁽²⁴⁾

法政史学 第二十三号

一、右三付同月四日、宿繼之儀以来御徒目付御持参ニ相成候事、以後は御徒目付が伝馬町に持参する規定に確定したのである。さらに「御伝馬方旧記」の中で宝暦四年以後の史料を見ても、前述の享保七・八年の様な伝馬町の方から態々出向している例はなく、宝暦七年（一七五九）・同十二年に各二回、宝暦七年・明和四年（一七六七）に各一回見られる各例悉く御徒目付が伝馬町に持参する方法を取っているのである。この様な点から宝暦四年の規定は実際に施行されたことも裏付けられるわけである。

さて前記の如く伝馬町に届けられた御状箱や御用物の、継立に伴う人為的・自然的障害について以下述べて行きたいと思う。

(イ) 破損・よごれ等

継立の時に起る諸々の破損やよごれ等は、各宿駅何れの責任かは問題となることであった。伝馬町では宝暦三年（一七五三）十二月九日⁽²⁵⁾に

依之向後墨付・よごれ・紙地あれ共請書ニ認入申答ニ罷成候、とある様に、破損やよごれの詳細を一々請書に明記することになつており、翌同四年二月三十日には一層その徹底を計っている。

さらにその上宝暦十二年三月十二日御徒目付後藤弥兵衛が尋ねたのに対して、馬込勘解由が答えている中に、今までの請書とは別にして破損やよごれ等のことを書く様な方式になつて来ていることが記されている。この別紙に記載する例はすでに宝暦五年三月十日に見えるが、両伝馬町共に、別紙が何頃より始まったか明らかでない⁽²⁶⁾と答えている。だがしかし宝暦十二年の史料を見る限りでは、宝暦十二年頃には別紙に記載する方法が、慣例になつてい

たことは確なことである。

次にこの様な破損やよごれ等の例は

宝暦三年十二月九日 御状箱に墨付⁽²⁸⁾

同 四年一月三日 御状箱に破損⁽²⁹⁾

同 四年二月二十七日 証文に墨星よごれ⁽³⁰⁾

同 四年二月二十八日 同右⁽³¹⁾

同 五年三月十日 証文に地星⁽³²⁾

同 七年十一月七日 証文に地星⁽³³⁾

同 九年四月八日 請書に落字⁽³⁴⁾

同 九年十二月五日 御用物に破損⁽³⁵⁾

同 十一年八月四日 御状箱に破損⁽³⁶⁾

同 十一年九月二十三日 証文に紙の生星⁽³⁷⁾

同 十一年九月二十七日 証文に紙地星⁽³⁸⁾

同 十二年三月八日 証文に墨付⁽³⁹⁾

同 十二年五月二十日 証文に干支の誤り⁽⁴⁰⁾

同 十二年六月一日 証文によごれ⁽⁴¹⁾

同 十二年七月七日 請書に誤字⁽⁴²⁾

同 十二年十一月十三日 証文に墨星⁽⁴³⁾

同 十二年十一月十三日 御状箱上包に破れ⁽⁴⁴⁾

明和四年八月十日 御用物封印に疵⁽⁴⁵⁾

等々の沢山の例が見られ、御状箱・御用物やその証文・請書にある所の破損・よごれ（墨付・地星・生星・落字・誤字及び干支の誤り等を記すことは、継立の仕事の上でも重要であつたと考え

られる。例えば前記の史料に

御証文之表、御印之脇ニ少シ紙之生星二ヶ所、同上之方ニ紙之生星式ヶ所有之候、

または

宿継御証文御表之方立ヶ所、御裏方立ヶ所小キ墨星相見候、等と、破損やよごれの個所を詳細に書いてあることや、品川宿安政四年（一八五七）の「書役請状」にもそのことを気を付けて見るようにとあることから、破損やよごれ等の記載は責任問題から、各宿駅の継立所では神経を使う仕事の一つであったわけである。

(ロ) 口論

次に延着の一原因にもなった口論は、継飛脚の横暴に対する人々の反感が理由となることが多かったのである。享和二年（一八〇二）に十返舎一九が書いた「東海道中膝栗毛」の一節に、三島宿で護摩の灰にお金を盗まれて力を落している弥次さんが沼津宿に行く途中、御状箱を担いだ人足が「エイさっさくくく」の掛声と共に韋駄天の様に二人を駆抜け、弥次さんの小びんの先に御状箱の角を打付けたので、弥次さんが「ア、ア、ア、いたいく。なんの因果でこんな目にあうか。おらアしにたくなつた」と歎く場面があるが、この様な弥次さんの言葉は、当時の一般庶民の継飛脚の権威を後楯にした横暴な振舞いに対する反感の気持を代表している様である。そしてこのことは、口論の根底的な原因になっていると考えられるのである。

だがこの様に継飛脚の者を横暴だとする一般的な見方に対し継飛脚の継立方法とその問題について

て、彼等継飛脚の者にも言分はあった。そのことに關して、江戸伝馬町では享保二十年（一七三五）⁽⁴⁵⁾十二月十五日に出した「乍レ恐以三書付」御訴訟申上候」に於て、継飛脚が横暴な振舞だと一般に見られる理由を二つ挙げている。

その第一は、伝馬町の継立範圍の道は人の往来が激しく、その上牛馬・駕籠・車や世利商人等も多数通る為、道中が煩雜となり、それ故自然と継飛脚の者の掛声が高くなること、第二には、刻限に遅れない様に急ぐ為、つい継飛脚の者が人を避けたりしない故だとしているが、この二点の理由は継飛脚の性質上十分考慮して然る可きものであると思われる。

しかし当時の一般庶民が、幕府の権威を後楯に肩で風を切つて道中を脅かす継飛脚の者に反感を抱き、弥次さんの言葉の様な心境で見ていることも当然考えられることであり、口論は常に避け難いものであったろう。それで伝馬町も刻限が遅れることを理由として、継飛脚の者に口論を仕掛けたり、石を投付けたりする人がない様に訴えているが、その効果はなく、口論は屢起っている。以下具体的な例で述べていくことにする。⁽⁴⁶⁾

最初は寛延二年（一七四九）一月六日に品川宿に継立る途中の芝井町で、金杉浜町孫兵衛店平右衛門の弟で肴売りをしている権次郎と同所通四丁目庄兵衛店の六右衛門の両人が正月気分で酒に酔つて、御状箱持夫に口論仕掛け、その為に御用物が少々破損し、その上普通であれば一時間で着く所を三時間も掛り二時間の延着になったのである。そして双方ともこの事件を内々で済ませたかった様であるが、同月八日には江戸町奉行能勢肥後守（頼一）

法政史学 第二十三号

から、権次郎と六右衛門の方は手鎖を申付けられ、御状箱持夫は何事もなく終っている。

次に宝暦五年（一七五五）十月二日⁽⁴⁸⁾に京都からの下り御状箱を、品川宿から御用番の松平右近將監（武元）の所に持送った時、松平の門前で山口修理亮（弘長）の下男六人と口論して御状箱持夫は打擲されたが、その結果は御状箱持夫には何等の咎めなく、相手の山口弘長の下男六人の内三人には、翌年の三月四日に江戸町奉行依田和泉守（政次）から追放を命ぜられている。

そして明和九年（一七七二）四月二十三日には、品川宿に継送る途中の芝田町六丁目で、松平薩摩守の火消道具を運ぶ人足と口論に及びまた御状箱持夫が打擲されて、この結果も御状箱持夫には有利に運ばれ、江戸町奉行牧野大隅守（成賢）の裁決によって松平側の人足の一人は入牢を申付けられ、その他の者は手鎖を申付けられている。⁽⁴⁹⁾（その後、この事件は内済になっている。）

此等の判決の何れも伝馬町側の有利な結果になっているが、前記の史料は総て「御伝馬方旧記」による伝馬町側の史料である為で、口論の何れもが御状箱持夫が正しかったとは考えられないし、此等の判決は継飛脚がいかに幕府の権威によって保護されていたか推測されるものであろう。

しかし次に品川宿を見てみると、前述とは反対に御状箱持夫が詫びている例もある。それは時代は下るが、天保四年（一八三三）三月十二日に口論とは相違するが、品川四丁目の往来に於て御状箱持夫が老婆を突倒すと言う事件があった。その結果として御状箱持夫が「御状箱持夫四丁目一件ニ付取締請印」を出してい

る。それによると以後は継立の時に横暴なる振舞は決してしません。特に足弱な老人や子供には氣を付け、またぶつかって怪我をさせれば自然と延着することになるから、平常から氣を付ける様にすることを誓っているのである。

さらに御状箱持夫になる折に出す「御状箱持夫請役之者加判請状之事」⁽⁵¹⁾で三ヶ条誓約している中に

一、私共御役相勤御用筋ニ候迎、往来之者互対シがさつ之義無し之様急度相慎ミ可レ申候、

とあり、御状箱持夫は往来の人に迷惑を掛ける様な横暴なる振舞をしないことを誓っている。

以上のことから考えると、最初に述べた弥次さんの言葉の発想からは、継飛脚は幕府の権威を後楯にして横暴に振舞った様ではあるが、しかし継飛脚自身から考えれば人にぶつからない為、さらに延着しない為にも、自然掛声が高くなったのであったが、一般にはそれが逆効果を招き反感を買うことになったのである。それ故、口論が継立の大きな人為的障害となることは避けられないことであつたと考えられる。

イ) 延着

延着理由の一つである口論については前の(ロ)で述べたが、その他の延着理由として橋の流失も考えられる。これも大きな自然的障害となったことは確であり、明和三年（一七六六）六月二十九日⁽⁵²⁾には、伝馬町から日光街道口の千住に松平右近將監（武元）より日光奉行宛に出した御状箱を継送った折に、

出水ニ付小塚原大橋五六間流失ニ付渡海無之往来留り候、

と報じている様に、大橋が九く十一メートルも流失したために、往来することが出来ずに延着している例がある。なおこの処置としては、御状箱持夫が小塚原名主の弥右衛門より橋の流失に付往来出来ないことを証明した書付を貰って伝馬町に帰り、そしてその旨を江戸町奉行依田豊前守（政次）に報告し、その御状箱は次の継立まで南伝馬町の吉沢主計が保管していたのである。

さらにもう一つの延着理由としては、川の満水によって渡河不可能の場合が上げられる。その様な障害が多かったのであろうが、小田原の片岡文書の中にある天保七年（一八三六）の「品川宿御断所」宿々差送り候、御状箱・御用物御断書雛形写⁽⁵⁵⁾によると、満水の御断書の雛形が態々作られていることから、継立の大きな自然的障害となり、延着の主な理由になっていたことがわかるであろう。さらにそれによると、前の(イ)で述べた破損及びよごれ等でも克明に請書や別紙に記しているが如く、受渡の日付や刻限そして何処の川で支障を来し、何処の宿村にて延着したのかを、詳細に記すことが要求されている。

この様に延着理由としては、口論・橋の流失や川の満水が大きなものとして考えられるが、その他細かい理由はまだまだあり、継立の困難さは財政的な面だけでなかったことが知れるのである。

それでは次に延着の具体例を上げると、延享四年（一七四七）七月十一日⁽⁵⁴⁾に東海道五十三宿と熱田・桑名宿間を中継した所の岩塚・神守・佐屋の三宿それに伏見・淀・枚方・守口の四宿、以上六十宿の間屋及び御断所から大阪の番所に「御状箱御請取手形刻

継飛脚の継立方法とその問題について

附」を差出している。それによると普通には、江戸・大阪間は四日間（これは元禄十三年一月の「御状箱刻限⁽⁵⁶⁾」より推定する。）で継立られているのが、この時は七日間も掛っている。この理由としては、第一に品川宿に於て、大阪宛の御状箱と京都宛の御用物・御状箱と一緒に継立ようとして手間取り延着したことを証言しているのである。そして第二には、箱根宿の人足が三島宿に継送る間に、品川宿の人為的障害とは異なり、橋の流失・満水と同様な大雨・大風の自然的な障害が理由となっていた。

以上二つの延着理由を文字通りに受取れば、僅か約五時間の遅滞でしかなく、三日間も遅れたとは考えにくいのであり、それに他宿の刻付を調べるとおかしな点が多く出てくることから、もっと他にも人為的な延着理由があったと考えられる。次に宝暦元年（一七五二）十二月二十三日に勘定奉行神尾若狭守（春央）が、京都よりの御用物を三日限としてあるのに未だ江戸に到着しないのは如何なる理由があるのかとの尋ねがあり、馬込勘解由がその理由を関所通行の際の事務手続の遅れと答えていることもあるが、この理由は表面的なものである様に考えられるし、まだ他に記されていない延着理由があったであらうけれども、例を上げて述べていくことは出来なかった。

三

では前章で述べた自然的・人為的な障害に対して、何の様に対処したであろうか。まず宿駅側としては消極的であったと考えられる。その例としては前述した宝暦元年の折に見られ、その場

合は延着した御用物を江戸伝馬町から神奈川宿の手前迄出迎に行く位のことであり、迎も積極的な延着対策と言ったものではなかったのである。

それに各宿駅では延着の責任回避の仕方として、次の様なことを行なっている。それは宝暦九年（一七五九）七月十八日に、中山道口の板橋宿に継送った節、双方人足に刻限の相違について争論があり、その為なお遅れを取ったので、伝馬町の人足が次の蔵宿まで継通してしまっており、この仕方を責任回避の為に行なったのである、しかしこの時点では南伝馬町の高野新右衛門が先例は未だなく、今後この様なことが起らぬ様にと戒めており、この仕方は許されていなかったのであるが、東海道の方では宝暦四年二月八日⁽⁵⁹⁾に

一、京都江被^レ為^レ遣候油紙包之御状箱、無時ニ而持人共品川江持込候処、品川ニ而刻限押申候ニ付、即刻川崎宿江持通り、申下刻前ニ請取書取^レ之候、然ル処品川宿^ノ達而相詫、刻限直し可^レ申由ニ付、内ニ而相済遣候事、（以下略）

と見える様に、やはり品川宿との刻限の争論から起り、伝馬町人足は延着を恐れ川崎宿まで継通して、川崎宿から請取書を買って帰った例もある。さらに宝暦十年十二月六日の場合は、前例の様には簡単に済まず訴訟にまでなっているのである。この経過はやはり品川宿との刻限の争論に始まり、伝馬町人足が前記の如く川崎宿まで継通したのであるが、今度の場合は川崎宿問屋藤右衛門が、常には品川宿より来るのであって、伝馬町の馬込勘解由の宛名にては請取書は出せないとして、伝馬町人足には請取書を出さ

ず、慣例通りに品川宿名主利田権次郎の宛名で請取書を出したので、より一層問題が拗れたのであるが、大伝馬町伝馬役の馬込勘解由が訴えの理由とした所の、第一に品川宿は以前から刻限付けに誤魔化しがあり、第二に伝馬町・品川宿間の往還の方が品川・川崎宿間より距離と刻限の割合が悪く、第三としては宝暦四年に川崎宿より請取書を買った先例がある（前記の註⁽⁵⁹⁾の史料）等の言分がこの訴訟では利を占めて、以後は、万一伝馬町から直接川崎宿に継通した場合にも、川崎宿では伝馬町人足に請取書を出す様に裁決されているのである。この三例でも知られる様に、刻限の争論の原因は継立の受渡時刻が早いか遅いかにあり、一因として延着の責任回避から、この様な仕方が出来てきたと見て良いであろう。そしてこの点から、この仕方は各宿駅のごく消極的な延着対策の一つであったと考えられるのである。

これに対して幕府側は継飛脚に関して、極めて細心且つ厳格な態度を以て臨み、宿駅を督励指導し、その円滑な運営に努めている。例えば、守口宿の寛延元年（一七四八）の史料に、松平右近将監より西下の道中にある酒井讃岐守宛に継立た御状箱が延着した事件があり、その時幕府は東海道の宿々について御状箱の継送り状況を調べ、八ヶ月に渡る徹底的な事故原因の追求の後、各宿駅に再度の事故発生を厳戒して、その渋滞の防止に努めた例があり、また三島宿の享保六年（一七二一）の史料には、継立荷物紛失の場合に問屋場から荷主に弁償した例が、そして文化十四年（一八一七）八月には、川崎宿の人足が御用状を持逃した事件が起り、一人は獄門他の二人は道中筋稼差止めの上江戸払の厳罰に

処せられ、宿役人も厳戒された例もあり、「徳川禁令考」⁽⁹⁴⁾にも金子の入った書状から金子を盗取った者が引廻しの上死罪になった例があることなどから、幕府が如何に厳格な態度であったか知れるが、さらに細心に継立時の破損や滴水等によって生じる事故を防止するため督励指導しているのである。

さて以上の如き幕府側の態度も、公用文書を敏速且つ確實に継立ねばならない継飛脚の性質上当然であり、なお幕府は種々の特権を認め、その保護にあたつたのである。

その特権は、幕府の権威によつた横暴な振舞は別として、継立る品物が汚れるのを避ける為に忌服者や汚穢の輩を継立の品物に近付かせなかったことや、渡河優先權さらに夜通継立・夜間閑所通過の權が認められていた等であつた。

まず御状箱が一番に渡河することは「東海道宿村大概帳」⁽⁹⁵⁾の金谷宿の部に

大井川川留⁽⁹⁶⁾有⁽⁹⁶⁾之節ハ、御状箱・御用物等問屋場に留置、川明次第早⁽⁹⁶⁾ニ継立来、

とあり、また「安倍川常水の事」⁽⁹⁷⁾の中に

一、安倍川の儀者差支候共川上一里、川下一里の内、浅瀬相越候て御状箱は越候事、但大井川・富士川は御状箱留之事、

一、河明き一番御状箱渡り越候事、

とある如くであり、非常に慎重に取扱つていた。なお「東海道中膝栗毛」⁽⁹⁸⁾にも、大井川の川止めに会ひ困つていた人々が御状箱の一番に渡河したのを聞き、勇んで岡部宿を出立したことや、藤枝・島田宿を経て大井川に至る煩雜な街道の情景が描かれている。

継飛脚の継立方法とその問題について

次に夜通継立については、正徳二年（一七一二）の「御触」⁽⁹⁹⁾に

一、御用は不⁽¹⁰⁰⁾レ及⁽¹⁰⁰⁾レ申、武家方共急用有⁽¹⁰⁰⁾之節は、夜通し飛脚差立候筈之事、

とあるが、天明四年（一七八四）六月二十三日の「道中往来之儀ニ付書付」によると

可⁽¹⁰¹⁾レ成丈夜通之飛脚差立候之儀、相止可⁽¹⁰¹⁾レ被⁽¹⁰¹⁾レ申事、

とある様に夜通継立には自と制限があり、また文政五年（一八二二）正月の「松平阿波守へ挨拶之内」⁽¹⁰²⁾にも

一、夜通継立之儀は容易に難⁽¹⁰³⁾レ成筋に候得共、御用は勿論弼立候急私用之節は、人馬賃錢相応之増方有⁽¹⁰³⁾之宿方難儀に不⁽¹⁰³⁾ニ相成ニ様取計、其子細跡届之節可⁽¹⁰³⁾ニ申聞ニ事、

とあることなどや、この期の文政四・五年の關係史料からも知れる様に、町飛脚の夜通継立には急ぐ飛脚にも諸制限があつたが、継飛脚は特權として夜通継立を行なつていたのである。

なおまた元禄十四年（一七〇一）十月の新居閑所「夜通改様之事」によると

一、御朱印持参之面々

一、京都所司代同町奉行

一、大阪御城代御定番町奉行

一、伏見奉行奈良奉行

一、御留守居

右之衆中より継飛脚又ハ自分家来之者にても証文於三持参ハ相改可⁽¹⁰⁴⁾レ通⁽¹⁰⁴⁾レ之、其外所々守護人・所々奉行人より造成証文持

参注進之旨趣於二分明一者穿鑿之上可レ通レ之、此外夜中一切不可レ通レ之事、

と規定しており、前記の者の証文のある継飛脚は、改めた上で、夜間でも新居関所の通過を許されている。また箱根・今切・気賀の関所もすでに慶安四年（一六五二）十二月二十日の「寛」に

一、箱根 今切 気賀

右之所々、上使并継飛脚之外、夜通し一切通し申間敷事、とあり、夜通継立の障害でもあった関所を、夜間でも継飛脚の通過を許可しており、夜間関所通過の権が認められている。

以上の特権が認められ、前述した様な厳格な罰則で臨んだ幕府ではあったが、このことも多くの自然的・人為的障害の根本対策であったとは考えられず、依然として継立量の増大、それに見合わない小額な継飛脚給米等の問題があるのである。

おわりに

要するに宿駅の第一の任務としては、幕府公用の人馬の継立と御状箱・御用物の継立であったが、その継立量の増大は、宿駅に財政的な過重負担を課す結果となった。これに対して幕府は宿駅の保護・助成の為に、各種の処置を行なったのである。

藤枝宿の場合で見ると、(一)伝馬町の地子を免許したこと、(二)問屋や継飛脚に対し給米したこと、(三)伝馬賃銭支払に対し、刎銭の制度を認め、人足に全額支払わず、一部を宿入用金に繰り入れたこと、(四)宿困窮救済策として、金穀の貸与、または給与を行なったこと、(五)助郷制度を確立して、負担を助郷に転嫁せしめたこ

と、(六)困人馬制を認めたこと、の六つの保護・助成を行なっているが、結果的には他宿にも見られる様に、継飛脚給米だけでは御状箱の継立は賄っていきえず、またその他の困窮要因が重なり、それ故に幕府は刎銭の制度や困人馬制を認め、その上宿駅の負担を助郷村に転嫁して、宿駅の保護を図ると言う消極的な政策に終始することになる訳である。

さらにまた幕府の保護政策として、前記の沢田浜司氏も論述しておられる様な、継飛脚の町飛脚への一元化を図ったことが考えられる。この継飛脚が町飛脚に継立を委託する一元化の傾向は、結果的に、町飛脚の道中継立は御定賃銭か、場合によっては相対賃銭で、継飛脚の様に無賃ではなかった為に、宿駅に利潤を齎らし、宿財政困窮の助成ともなり、その上に交通の緩和に役立ったことであろう。

だが継飛脚はその継立の総てを町飛脚に委託したのではなく、地方官吏の緊急を要せざる公用状だけに限られていたのであり、幕府より発する老中・勘定奉行等の証文のある御状箱は、秘密が漏れることや盗難または延着を恐れてか、町飛脚に委託することなく継飛脚が継立したのであった。それで継飛脚制度は、多くの問題を含みながらも幕府の崩壊まで継続して行くことになるのである。

註

- (1) 交通文化・四号
- (2) 経済論叢・五巻一・三号
- (3) 国学院雑誌・四七―六

(4) 「御伝馬方旧記」(近世交通史料集・三) 二二四―六頁「四」
※以下この史料を「伝旧」と略称する。

- (5) 「伝旧」六四五―六五二頁「十四」
- (6) 同右・七三九―七四三頁「三」
- (7) 「駅肝録」(日本交通史料集成・第二輯) 一一三―七頁
- (8) 「伝旧」四八三頁「四十二」
- (9) 同右・三六八―九頁「二十三」
- (10) 同右・三三三頁「四」
- (11) 同右・五五七―九頁「六」
- (12) 同右・五六七頁「十三」
- (13) 同右・四八一頁「四十」
- (14) 同右・四八一頁「四十一」
- (15) 「島田市史」中巻・一六六頁
- (16) 「品川町史」中巻・八頁
- (17) 近藤恒次編「東海道御油・赤坂交通史料」九四頁
- (18) 「伝旧」六一六―七頁「三十三」
- (19) 同右・四三七―八頁「五」
- (20) 同右・三六二頁「十五」
- (21) 同右・三六三頁「十五」
- (22) 同右・五五〇―一頁「二」
- (23) 同右・五五一頁「三」
- (24) 同右・五六二頁「九」
- (25) 同右・五五九頁「七」
- (26) 同右・五六二頁「九」

継飛脚の継立方法とその問題について

- (27) 「伝旧」六〇九頁「二十七」
- (28) (44) 「伝旧」による。
- (45) 「東海道中膝栗毛」(岩波文庫) 五九―六〇頁
- (46) 「伝旧」二七八―二八〇頁「六」
- (47) 同右・五五一―三頁「三」
- (48) 同右・五六五―六頁「十一」
- (49) 同右・七三四―六頁「一」
- (50) 「品川町史」中巻・一四―一五頁
- (51) 「品川町史」中巻・八頁
- (52) 「伝旧」二八一―二頁「八」・六二〇―一頁「三十六」
- (53) 片岡文書・三の十(小田原市立図書館所蔵)
- (54) 「伝旧」五四三―五五〇頁「一」
- (55) この論文では述べるものが出来なかったが、継立を實際行なっていた場所は各宿一様ではなかったと思われる、この史料にも問屋・御継所(御継役人・御継役)の名称が書かれている。

- (56) 「伝旧」二二七―八頁「五」
- (57) 同右・五五三―五頁「四」
- (58) 同右・五七三―五頁「十六」
- (59) 同右・五八一頁「十九」
- (60) 同右・五八二―五九四頁「二十」
- (61) 「守口市史」本文編第二巻・三〇四―三一〇頁
- (62) 「三島市誌」中巻・一六三頁
- (63) 「品川町史」中巻・一四頁

- (64) 「徳川禁令考」後集第四・一七八頁、別巻・一二五頁
- (65) 「大日本交通史(駆通志稿)」二四八頁
- (66) 「東海道宿村大概帳」(近世交通史料集・四) 四一八頁
- (67) 「静岡市史」二巻・三七三頁
- (68) 岩波文庫本・九一頁
- (69) 「日本財政經濟史料」第九巻・六四〇頁
- (70) 「徳川禁令考」前集第六・七六頁
- (71) 「日本財政經濟史料」第四巻・九三五頁
- (72) 「東海道新居閤所研究資料」四八頁
- (73) 「徳川禁令考」前集第四・一九八頁
- (74) 藤枝市教育研究会「藤枝宿と瀬戸川川越」二〇―一頁

〔追記〕成稿にあたり、多くの御教示を賜わった指導教授岩生成一先生に厚く御礼申し上げるとともに、種々の助言・指導を賜わった諸先学に深く謝意を表したい。